

第10期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2016年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前8時30分）

場所

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ

※ ご来場の際は裏表紙の株主総会会場ご案内図
をご参照ください。受付の混雑が予想されま
すので、お早めにご来場ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権
行使期限

2016年6月20日（月曜日）
午後5時15分

同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等によ
り議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



詳細は3～4頁の「議決権行使についてのご案内」を
ご参照ください。

目次

■ 第10期定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	5
議案 取締役12名選任の件	
【 第10期定時株主総会招集ご通知添付書類 】	
■ 事業報告	19
■ 計算書類	57
■ 監査報告書	60

株式会社 ゆうちょ銀行

証券コード：7182

経営理念

お客さまの声を明日への羅針盤とする
「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

信 頼

法令等を遵守し、お客さまを始め、
市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を
大切にします

変 革

お客さまの声・環境の変化に応じ、
経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます

効 率

お客さま志向の商品・サービスを追求し、
スピードと効率性の向上に努めます

専門性

お客さまの期待に応えるサービスを目指し、
不断に専門性の向上を図ります

招集ご通知

証券コード 7182

2016年5月31日

株主各位

本社所在地：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
(登記上の本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

株式会社 ゆうちょ銀行

取締役兼代表執行役副社長 田中 進

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年(2016年)熊本地震」により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当行第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面(議決権行使書用紙)または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類(5~18頁)をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」(3~4頁)に従いまして、**2016年6月20日(月曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月21日(火曜日) 午前10時 (受付開始 午前8時30分)

2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ
(より多くの株主様にご入場いただけるよう、上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項
第10期(2015年4月1日から2016年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役12名選任の件

以 上

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査委員会が監査した計算書類には、**当行ウェブサイト**に掲載している個別注記表を含みます。

■ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当行ウェブサイト** <http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

ゆうちょ銀行

検索

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

議決権行使についてのご案内

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：2016年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前8時30分）

場 所：埼玉県さいたま市中央区新都心8番地 さいたまスーパーアリーナ

（ご来場の際は裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

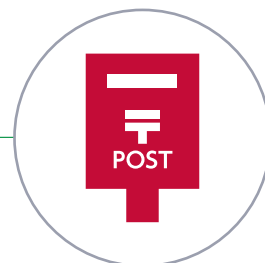


株主総会に当日ご出席いただけない方は、
郵送またはインターネットで議決権をご行使ください。



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使
期限までに到着するようご返送ください。



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から議決権行使ウェブサ
イトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使
コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、下
記の行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットでサイトへアクセス <http://www.web54.net>

- バーコード読み取り機能付のスマートフォン等を利用して右の「QRコー
ド」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



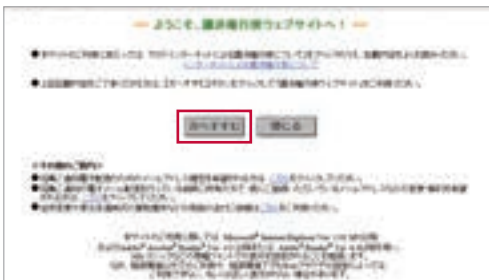
議決権行使期限

2016年6月20日（月曜日）午後5時15分まで



インターネットによるアクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」をご入力いただき、「**ログイン**」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について

 **0120-652-031** (9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当行における地位および担当	その他
1	い け だ 池 田	の り と 憲 人	代表執行役社長	新 任
2	た な か 田 中	す す む 進	取締役兼代表執行役副社長	再 任
3	さ ご 佐 護	か つ の り 勝 紀	執行役副社長	新 任
4	な が と 長 門	ま さ つ ぐ 正 貢	取締役 指名委員長 報酬委員長	再 任
5	あ り た 有 田	と も よ し 知 徳	取締役 監査委員長 指名委員	再 任 社 外 独 立
6	ね づ 根 津	よ し ず み 嘉 澄	取締役 指名委員 報酬委員	再 任 社 外 独 立
7	の は ら 野 原	さ わ こ 佐 和 子	取締役 監査委員	再 任 社 外 独 立
8	ま ち だ 町 田	て つ 徹	取締役 監査委員	再 任 社 外 独 立
9	あ か し 明 石	の ぶ こ 伸 子	取締役	再 任 社 外 独 立
10	つ ぼ い 壺 井	と し ひ ろ 俊 博	取締役 監査委員（常勤）	再 任 社 外
11	い け だ 池 田	か つ あ き 克 朗	取締役 監査委員 報酬委員	再 任 社 外 独 立
12	お か も と 岡 本	つ よ し 毅		新 任 社 外 独 立

1 いけ だ のり と 池田 憲人

新任

- 生年月日：1947年12月9日生
- 所有する当行株式数：0株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：—
- 地位および担当：代表執行役社長



■ 略歴

- 1970年4月 株式会社横浜銀行入行
- 1996年6月 同社取締役融資管理部長
- 1997年6月 同社取締役総合企画部長
- 2001年4月 同社代表取締役（CFO 最高財務責任者）
- 2002年4月 同社代表取締役（CPO 最高人事責任者）
- 2003年6月 同社取締役
横浜キャピタル株式会社代表取締役会長
- 2003年12月 株式会社足利銀行頭取（代表取締役）
- 2004年6月 同社頭取（代表執行役）
- 2008年9月 A.T.カーニー特別顧問
- 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
- 2016年4月 当行代表執行役社長（現任）

- 重要な兼職の状況：株式会社ファンケル社外取締役

取締役候補者とした理由

株式会社横浜銀行取締役、株式会社足利銀行頭取等を歴任しており、その豊富な経験と実績を活かして当行の重要な業務執行の決定ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

2 た なか 田中 すすむ 進

再 任

■ 生年月日：1959年8月23日生

■ 所有する当行株式数：1,000株

■ 当事業年度における

取締役会への出席状況：100%（17回／17回）

■ 地位および担当：取締役兼代表執行役副社長

（社長補佐、コーポレートスタッフ部門（財務部、IR部、広報部除く））



略歴

1982年4月 郵政省入省

2000年7月 同省郵務局国際課長

2001年1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長

2001年7月 同省郵政企画管理局貯金経営計画課長

2003年1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長

2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長

2004年6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官

2006年9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長

2007年10月 当行執行役

2009年6月 当行常務執行役

2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役（現任）

2012年4月 当行専務執行役

2013年6月 当行取締役兼執行役副社長

2015年3月 当行取締役兼代表執行役副社長（現任）

■ 重要な兼職の状況：日本郵政株式会社常務執行役

取締役候補者とした理由

当行コーポレートスタッフ部門等における経験等により、当行の重要な業務執行の決定ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

3 佐護 勝紀

新任

- 生年月日：1967年11月1日生
- 所有する当行株式数：0株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：—
- 地位および担当：執行役副社長（市場部門）



略歴

- 1992年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社
- 1997年5月 同社債券部門金融商品開発部長
- 2003年10月 同社エクイティ部門 パン・アジア・エクイティ・プロダクツ・グループ共同責任者
- 2006年10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社（営業譲受）
エクイティ部門 パン・アジア・エクイティ・プロダクツ・グループ共同責任者
債券・為替・コモディティ部門アジア・エキゾチック・トレーディング、クレジット・トレーディング担当責任者
- 2007年1月 同社取締役
パンアジアエクイティ部門、債券・為替・コモディティ部門共同統括
- 2008年7月 同社取締役
エクイティ部門、債券・為替・コモディティ部門統括
- 2011年1月 同社取締役副社長
証券部門統括
- 2014年7月 同社副会長
- 2015年2月 同社退任
- 2015年2月 金融庁参与
- 2015年6月 当行本社統括役
- 2015年6月 当行執行役副社長（現任）

- 重要な兼職の状況：なし

取締役候補者とした理由

ゴールドマン・サックス証券株式会社等において取締役副社長等を歴任しており、その豊富な経験と実績を活かして当行の重要な業務執行の決定ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

4 なが と まさ つぐ 長門 正貢

再 任

- 生年月日：1948年11月18日生
- 所有する当行株式数：600株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：100%（16回／16回）
- 地位および担当：取締役、指名委員長、報酬委員長



略歴

- 1972年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2000年6月 同社執行役員
- 2001年6月 同社常務執行役員
- 2002年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
- 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2006年6月 富士重工業株式会社専務執行役員
- 2007年6月 同社取締役専務執行役員
- 2010年6月 同社代表取締役副社長
- 2011年6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
- 2012年1月 同社取締役会長
- 2015年5月 当行取締役兼代表執行役社長
- 2015年6月 日本郵政株式会社取締役
- 2016年4月 当行取締役（現任）
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長（現任）
日本郵便株式会社取締役（現任）

- 重要な兼職の状況：日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役

取締役候補者とした理由

シティバンク銀行株式会社等において取締役会長等を歴任するとともに、親会社である日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当行の重要な業務執行の決定ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

5 あり た 有田 とも よし 知徳

再任 **社外取締役** **独立役員**

- 生年月日：1948年2月1日生
- 所有する当行株式数：1,400株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：94%（16回／17回）
監査委員会への出席状況：92%（12回／13回）
- 地位および担当：取締役、監査委員長、指名委員



■ 略歴

1974年4月 神戸地方検察庁検事任官
2001年6月 秋田地方検察庁検事正
2002年8月 最高検察庁検事
2004年6月 名古屋地方検察庁検事正
2005年9月 最高検察庁公安部長
2007年7月 高松高等検察庁検事長
2008年7月 仙台高等検察庁検事長
2009年1月 福岡高等検察庁検事長
2010年4月 弁護士登録（現職）
2010年6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：弁護士

WDBホールディングス株式会社社外監査役
ブラザー工業株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、前述の理由により、社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。

6 ね づ 根津 よし ずみ 嘉澄

再 任 **社外取締役** **独立役員**

■ 生年月日：1951年10月26日生

■ 所有する当行株式数：0株

■ 当事業年度における

取締役会への出席状況：94%（16回／17回）

指名委員会への出席状況：100%（7回／7回）

報酬委員会への出席状況：100%（8回／8回）

■ 地位および担当：取締役、指名委員、報酬委員



■ 略歴

1974年4月 東武鉄道株式会社入社

1990年6月 同社取締役

1991年4月 同社常務取締役

1993年6月 同社専務取締役

1995年6月 同社取締役副社長

1999年6月 同社取締役社長（現任）

2014年6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：東武鉄道株式会社代表取締役社長

東京急行電鉄株式会社社外取締役

株式会社松屋社外取締役

富国生命保険相互会社社外監査役

丸紅株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

7 の はら さ わ こ 野原 佐和子

再任 社外取締役 独立役員

■ 生年月日：1958年1月16日生

■ 所有する当行株式数：0株

■ 当事業年度における

取締役会への出席状況：88%（15回／17回）

監査委員会への出席状況：92%（12回／13回）

■ 地位および担当：取締役、監査委員



■ 略歴

1988年12月 株式会社生活科学研究所入社

1995年7月 株式会社情報通信総合研究所入社

1998年7月 同社ECビジネス開発室長

2000年12月 有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役

2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）

2006年6月 日本電気株式会社社外取締役

2009年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）

2012年6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役

2013年6月 NKSJホールディングス株式会社（現：損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）
社外取締役（現任）

2014年6月 当行取締役（現任）

日本写真印刷株式会社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役

日本写真印刷株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

複数の研究所等の要職を歴任し、また、政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、国内外の先進的な事業戦略などについての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

8 まち だ てつ 町田 徹

再任 社外取締役 独立役員

- 生年月日：1960年1月16日生
- 所有する当行株式数：500株
- 当事業年度における
 - 取締役会への出席状況：100%（17回／17回）
 - 監査委員会への出席状況：100%（13回／13回）
- 地位および担当：取締役、監査委員



- 略歴
 - 1984年4月 株式会社日本経済新聞社入社
 - 2002年6月 選択出版株式会社入社
 - 2004年1月 経済ジャーナリスト（現任）
 - 2014年6月 当行取締役（現任）
- 重要な兼職の状況：経済ジャーナリスト

社外取締役候補者とした理由

大手新聞社の要職を歴任後、ジャーナリストとして活動し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、前述の理由により、社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。

9 あかし のぶ こ 明石 伸子

再任 社外取締役 独立役員

- 生年月日：1956年4月24日生
- 所有する当行株式数：0株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：93%（14回／15回）
- 地位および担当：取締役



■ 略歴

- 1979年 8月 日本航空株式会社入社
- 1988年 4月 株式会社テンポラリーセンター（現：株式会社パソナ）入社
- 1989年12月 株式会社イメージプラン入社
- 1996年11月 有限会社ブライトン代表取締役（現任）
- 2003年 3月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事・事務局長
- 2006年 6月 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会理事（現任）
- 2010年 6月 一般財団法人日本教育再生機構理事（現任）
- 2012年12月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長（現任）
- 2013年 9月 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員（現任）
- 2015年 6月 当行取締役（現任）

- 重要な兼職の状況：NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長

社外取締役候補者とした理由

NPO法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等として活動し、サービス向上、男女共同参画など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

10 つば い 壺井 とし ひろ 俊博

再 任 **社外取締役**

■ 生年月日：1953年8月1日生

■ 所有する当行株式数：400株

■ 当事業年度における

取締役会への出席状況：100%（15回／15回）

監査委員会への出席状況：100%（10回／10回）

■ 地位および担当：取締役、監査委員



■ 略歴

1978年 4月 郵政省入省

2004年 1月 日本郵政公社人事部門人事部長

2005年 4月 同社北海道支社長

2006年 4月 同社執行役員

2007年 4月 同社執行役員郵便局ネットワーク事業部門企画役

2007年10月 郵便局株式会社（現：日本郵便株式会社）執行役員

2009年 6月 同社常務執行役員

2013年 4月 同社専務執行役員

2013年 6月 日本郵政株式会社常務執行役

2014年 6月 日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長

2015年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：なし

社外取締役候補者とした理由

日本郵政株式会社および日本郵便株式会社において要職を歴任し、その経歴を通じて培った当グループ経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

11 いけ だ かつ あき 池田 克朗

再任 社外取締役 独立役員

- 生年月日：1951年9月8日生
- 所有する当行株式数：0株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：100%（12回／12回）
監査委員会への出席状況：100%（8回／8回）
- 地位および担当：取締役、監査委員、報酬委員



■ 略歴

- 1974年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 1999年 6月 三井海上火災保険株式会社経理部長
- 2003年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長
- 2005年 4月 同社取締役常務執行役員（経理担当）
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長（財務・運用担当）
- 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員
- 2011年 6月 同社監査役
- 2015年 8月 当行取締役（現任）

- 重要な兼職の状況：なし

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知見を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

12 おか もと つよし 岡本 毅

新任 **社外取締役** **独立役員**

- 生年月日：1947年9月23日生
- 所有する当行株式数：0株
- 当事業年度における
取締役会への出席状況：—
- 地位および担当：—



■ 略歴

- 1970年 4月 東京ガス株式会社入社
- 2002年 6月 同社執行役員企画本部総合企画部長
- 2004年 4月 同社常務執行役員企画本部長
- 2004年 6月 同社取締役常務執行役員企画本部長
- 2007年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2010年 4月 同社代表取締役社長執行役員
- 2014年 4月 同社取締役会長（現任）

- 重要な兼職の状況：東京ガス株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

- (注) 1. 長門正貢氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当行の株式の89%（自己株式を除く）を保有する親会社です。当行は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当行は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当行と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、有田知徳氏、根津嘉澄氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏、壺井俊博氏、池田克朗氏および岡本毅氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 有田知徳氏、根津嘉澄氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏及び池田克朗氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、岡本毅氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当行の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 有田知徳氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約6年、根津嘉澄氏、野原佐和子氏および町田徹氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約2年、明石伸子氏、壺井俊博氏および池田克朗氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約1年となります。
5. 当行は、長門正貢氏、有田知徳氏、根津嘉澄氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏、壺井俊博氏および池田克朗氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、岡本毅氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間に、同様の契約を締結する予定であります。

以上

【ご参考】「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当行は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当行の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当行を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当行の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当行の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当行を除く）の業務執行者
 - (3) 当行の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当行の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当行から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当行、当行の親会社、当行の子会社及び当行の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当行を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当行からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当行の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当行からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当行から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当行からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

事業報告 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、日本郵政グループの一員として銀行業を営んでおります。主な業務は、預金（貯金）業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債・投資信託および保険商品の窓口販売業務、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務です。なお、預金（貯金）には預入限度が設けられております。

ロ. 金融経済環境

当年度の経済情勢を顧みますと、海外経済は先進国を中心に緩やかな成長が続いたものの、中国をはじめとする新興国経済の減速の影響もみられました。わが国経済は、4－6月期に3四半期ぶりのマイナス成長となった後、いったんプラスに転じたものの、10－12月期には再びマイナスになり、先行きの不透明感を払拭できない状況にありました。

金融資本市場では、2015年8月の人民元切り下げを契機とした中国経済の減速懸念拡大から、世界的な株価下落が生じました。その後も、原油価格の一段の下落に加え、12月の米国の利上げ開始や、2016年1月末の日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入などが影響し、相場が大きく動く状況が続きました。

こうした中、海外の債券市場では、主要国の国債利回りが低下する一方で、ハイイールド債（利回りが高く信用度の低い債券）の利回りは原油安等の影響で上昇し、クレジットスプレッド（社債と国債との利回り格差）が拡大する傾向にありました。低水準で推移していたわが国の長期国債の利回りは、追加金融緩和の決定を機に一段と低下し、マイナスになる場面も多くみられました。外国為替は、対ドル・対ユーロともに年度当初から円安基調で推移しましたが、年明け以降、世界経済の減速懸念からリスク回避の動きが強まるとともに、対ドルでは一時111円割れまで、対ユーロでは一時122円近くまで円高が進行しました。これにともない、日経平均株価は一時14,000円台まで下落しましたが、その後は投資家の過度のリスク回避姿勢が和らぎ、3月には一時17,000円台を回復しました。

ハ. 事業の経過及び成果

当行は、2015年11月4日、東京証券取引所市場第一部に上場しました。

約24,000局の郵便局を中心にした全国を網羅するネットワークを通じ、お客さま満足度No.1のサービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」として、また、適切なリスク管理の下で、運用の高度化を推進し、安定的収益を確保する「本邦最大級の機関投資家」を目指し、「Super Regional & Super Global」の事業モデルを掲げています。



■ 2015年度業績

業務純益	経常利益	当期純利益	1株当たり配当金
3,858億円	4,819億円	3,250億円	25.00円

損益の状況については、当年度の業務粗利益は、前年度比1,826億円減少の1兆4,520億円となりました。このうち、資金利益は、外国証券利息が着実に増加したことで、歴史的な低金利の継続による国債利息減少の影響を緩和し、前年度比1,797億円減少の1兆3,610億円を確保しました。また、投資信託・ATM関連手数料等の収益拡大により、役務取引等利益は前年度比18億円増加の911億円となり、資金利益の減少の一部を補いました。

経費は、預金保険料率引き下げを主因に、前年度比485億円減少の1兆661億円となりました。

以上により、業務純益は前年度比1,341億円減少の3,858億円、経常利益は前年度比874億円減少の4,819億円、当期純利益は443億円減少の3,250億円となりました。

ROA（総資産当期純利益率）は0.15%、ROE（資本当期純利益率）は2.80%、OHR（経費率）は73.42%となりました。

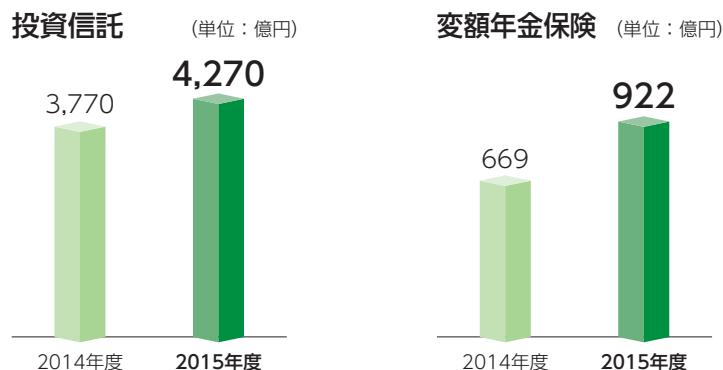
配当性向については、2017年度末までの間は、当期純利益に対し50%以上を目安とする方針です。2015年度の配当については、上場から期末配当基準日までの期間が6か月未満であることを考慮し、配当金額を当年度の当期純利益の25%以上を目安とする方針のもと、普通株式1株当たり25円00銭とさせていただきました。配当性向は28.8%です。

【ご参考 損益の状況】			(単位：億円)
	2014年度	2015年度	増減額
業務粗利益	16,347	14,520	△1,826
資金利益	15,407	13,610	△1,797
役務取引等利益	892	911	+18
その他業務利益	47	△1	△48
経費	11,147	10,661	△485
業務純益	5,199	3,858	△1,341
臨時損益	494	961	+466
経常利益	5,694	4,819	△874
当期純利益	3,694	3,250	△443

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 業務純益 = 資金利益（資金運用収益 - 資金調達費用 + 金銭の信託運用見合費用）
+ 役務取引等利益（役務取引等収益 - 役務取引等費用）
+ その他業務利益（その他業務収益 - その他業務費用）
- 経費（営業経費から臨時処理分を除く） - 一般貸倒引当金繰入

【資産運用商品の販売額】

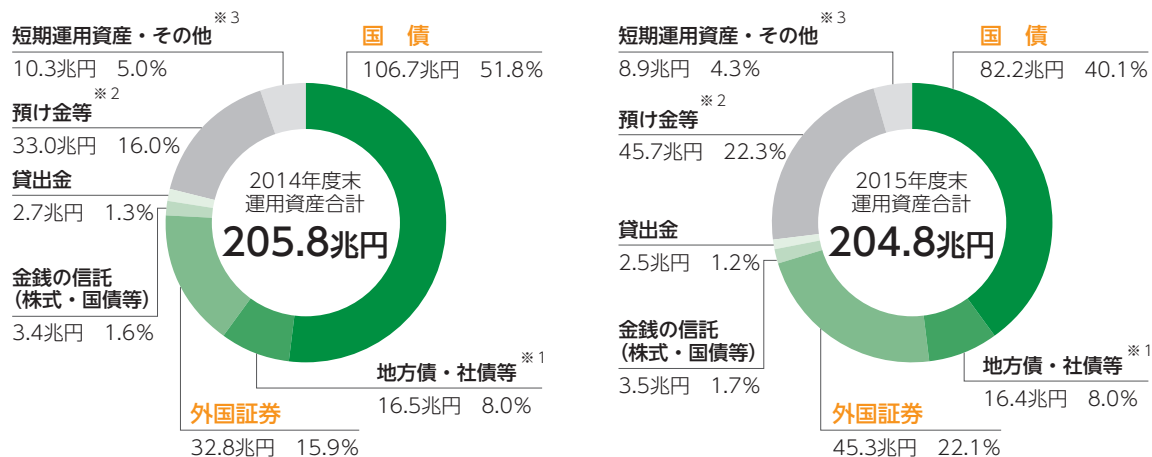


財産の状況については、資金運用の主要勘定である有価証券は、前年度末比12兆929億円減少の144兆768億円となりました。このうち、国債は前年度末比24兆5,113億円減少の82兆2,556億円となる一方で、運用の高度化により、外国証券は前年度末比12兆5,019億円増加の45兆3,955億円となりました。資金調達の主要勘定である貯金の残高は、安定的に推移し、前年度末比1,612億円増加の177兆8,719億円となりました。

純資産は、株主資本が利益剰余金の増加により前年度末に比べ1,403億円増加する一方で、評価・換算差額等が2,624億円減少し、11兆5,081億円となりました。

単体自己資本比率（国内基準）については、前年度末比12.04%ポイント減少の26.38%となりました。自己資本比率規制上の最低水準である4%に比べて高い水準を維持しております。

【運用資産の内訳】

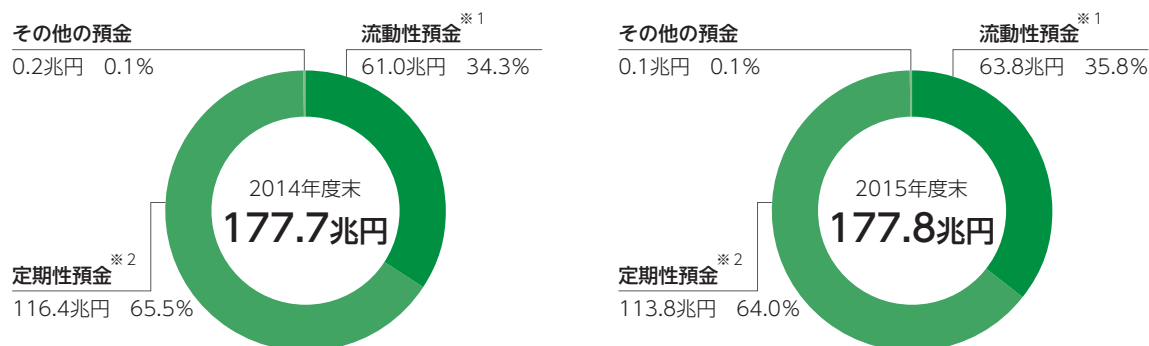


※1 「地方債・社債等」は地方債、短期社債、社債等。

※2 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権。

※3 「短期運用資産・その他」はコールローン、債券貸借取引支払保証金等。

【貯金残高の内訳】



※1 「流動性預金」＝振替貯金＋通常貯金等＋貯蓄貯金

※2 「定期性預金」＝定期貯金＋定額貯金等＋特別貯金（教育積立郵便貯金相当）

中期経営計画（2015年度から2017年度）の初年度である2015年度を、「上場企業としての経営基盤のさらなる強化」の年と位置づけ、以下の施策に取り組みました。

ゆうちょ銀行・中期経営計画（2015年度～2017年度）

目指す姿

■ 郵便局をメインとするきめ細かいネットワークを通じ、お客さま満足度 No.1 サービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」

■ 「本邦最大級の機関投資家」として、適切なリスク管理の下で、運用の多様化を推進し、安定的収益を確保

具体的戦略

1. 1 億人規模のお客さまの生活・資産形成に貢献するリテールサービスの推進

- 安定的な顧客基盤の構築による総預かり資産の拡大
- 役務手数料の拡大
- 営業基盤の整備
- お客さま本位のサービス提供体制の構築

2. 安定的な調達構造の下、国債をベースとしつつ、一層の運用収益を求めて、運用戦略を高度化

3. コンプライアンスの徹底を大前提に、上場企業としての強靱な経営態勢を構築

■ リテール営業戦略の強化

日本郵便株式会社と連携して、お客さまとの安定的で、持続的な関係の深化に向け、総貯金残高の確保に注力しました。各年齢層のお客さまのニーズにあわせ、窓口でのご案内やキャンペーン・セミナー等を通じ、当行口座での給与・年金受取とともに、定額・定期貯金などの商品のご利用促進に取り組みました。あわせて、相続や国債の償還などお客さまの取引状況に応じた商品の提案に努めました。

また、成長が見込まれる資産運用商品の販売、ATM取引などの手数料ビジネスの強化に取り組みました。具体的には、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えできるよう、資産運用商品のラインアップの拡充や資産運用コンサルタントによるコンサルティング営業、NISA（少額投資非課税制度）のご利用促進に注力しました。その結果、資産運用商品の販売額は前年度を上回りました。

さらに、日本郵便株式会社、三井住友信託銀行株式会社、野村ホールディングス株式会社と提携し、JP投信株式会社を設立しました。ねらいは、商品性やリスクのわかりやすい投資信託商品を開発し、お客さまの長期安定的な資産形成をお手伝いすることにあります。当行の出資比率は45%となっており、2016年2月には、同社が設定・運用するはじめての投資信託の取扱いを開

始しました。

ATMについては、利便性の高い場所などへの戦略的配置に取り組むとともに、地域金融機関との連携を推進し、2016年1月には、当行ATMで全国すべての地方銀行のカードのご利用が可能になりました。

このほか、2015年9月には、インターネットバンキングサービスの利便性向上のため、「ゆうちょダイレクト」をリニューアルし、スマートフォンでのご利用機能の拡充、操作性・セキュリティの向上を図りました。2016年3月には、通帳を発行しない総合口座「ゆうちょダイレクト＋（プラス）」の取扱いを開始しました。

■ 資金運用戦略の展開



※ 当行は、ALM（資産・負債の総合管理）の枠組みとしてベース・ポートフォリオとサテライト・ポートフォリオを設けております。サテライト・ポートフォリオでは、主としてベース・ポートフォリオからの借入により資金を調達しております。

資金運用戦略では、ALM（資産・負債の総合管理）を深化し、国債運用を中心に主に金利リスクを取って、安定的な収益の確保を目指すベース・ポートフォリオと、国際分散投資等により主に信用・市場リスクを取って、キャピタル・ゲイン（売買益）を含む収益の積み上げを図るサテライト・ポートフォリオの二つを基軸に、運用の高度化、市場環境に応じたポートフォリオの組替えに取り組みました。具体的には、歴史的低金利の継続の影響によるベース・ポートフォリオの残高の減少に対応し、サテライト・ポートフォリオを拡充しました。

サテライト・ポートフォリオでは、海外の投資適格債を中心とした外国証券投資の着実な拡大に取り組みました。あわせて、外国証券投資に活用するための外貨資金の調達、為替リスクをコントロールするとともに過去の円高局面を捉えて投資した外国証券の含み益を確保するための為替ヘッジ比率の引き上げに取り組みました。サテライト・ポートフォリオの残高は2015年3月末時点の約48兆円から、2016年3月末時点で約61兆円（約45兆円の外国証券を含む。）に増加し、中期経営計画の想定を前倒して達成しました。

また、運用態勢については、外部から専門的人材を積極的に登用して、各運用資産クラスに特化した組織体制に再編するとともに、市場部門管理社員に対する株式給付制度を整備するなどさらなる強化に取り組みました。

さらに、運用の高度化にあたっては、リスク管理に特化した部門を設置して、関連する部署の一元化を行ったほか、専任の担当執行役を配置し、リスク管理態勢の充実を図りました。

【ご参考 ポートフォリオの概要】

(単位：億円)

	2015年3月末	2016年3月末	増減額
ベース・ポートフォリオ			
短期資産	353,427	477,080	+123,653
国債・政府保証債	1,125,571	872,663	△252,908
貸出金 ※1	16,905	14,143	△2,762
合計	1,495,904	1,363,887	△132,017
サテライト・ポートフォリオ			
地方債	55,251	58,565	+3,313
社債等	62,326	68,481	+6,155
外国証券 ※3	329,478	454,463	+124,984
貸出金 ※2	10,934	11,277	+342
金銭の信託（株式）等	22,729	22,849	+119
合計	480,720	615,636	+134,916

※1 主として独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構向け貸出金（民営化前の地方公共団体向け貸付を含む。）。

※2 主としてシンジケートローン、民営化後の地方公共団体向け貸付。

※3 外貨建の買入金銭債権を含む。

■ 内部管理態勢の充実・経営基盤の強化

当行は、2009年12月に金融庁から業務改善命令を受け、「コンプライアンスなくして会社は存続し得ない」との強い信念のもと、日本郵便株式会社と連携しつつ、2010年1月に同庁に提出した業務改善計画に基づき、内部管理態勢の充実・強化を図りました。これまでの取り組みにより、業務改善命令は2015年12月に解除されましたが、引き続き、コンプライアンスのさらなる浸透、内部管理態勢の充実を、経営上の重要課題として取り組みました。

また、上場企業としてさらなる経営基盤の強化を目指し、当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と枠組み、運営の方針を示した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定のほか、執行役の報酬に関しては、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する業績連動型株式報酬の導入準備などに努めました。

二. 対処すべき課題

当行は、郵便局中心のネットワーク・リテール営業力に支えられた安定した資金調達や、強固な資本基盤、またこれらの特性をいかしたALM・運用戦略によって、安定的な利益を計上してきましたが、経営環境が厳しさを増すと予想される中、全社一丸となって中期経営計画に盛り込んだ課題に取り組んでいきます。

特に、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の一段の金利低下により、ベース・ポートフォリオの収益減少が見込まれる中、安定的利益を確保するため、手数料ビジネスの強化、サテライト・ポートフォリオの収益拡大、経費の削減を重要課題として取り組んでいきます。

■ 顧客基盤の確保と手数料ビジネスの強化

日本郵便株式会社と連携してリテール営業力を強化、パートナーセンターによる郵便局の支援を充実します。これらにより、引き続き、お客さまのライフサイクルや相続などのイベントに応じた当行口座での給与・年金受取や定額・定期貯金などの商品の提案に努め、信頼に基づくお客さまとの安定的で、持続的な関係のさらなる深化に取り組めます。2016年度は、定額貯金の満期を迎えるお客さまが大幅に増えることから、改めてお客さまのニーズにあった商品・サービスをおすすめして、引き続きのご利用を促進します。

また、リテール営業力を活用して、金利変動の影響を受けにくい手数料ビジネスの強化を図ります。特に、資産運用商品の販売やATM提携サービス等、成長が見込まれる分野を中心に取り組みを強化します。

資産運用商品の販売では、JP投信株式会社の投資信託商品など、はじめて投資をお考えのお客さまにとっても簡単でわかりやすい商品の促進、資産運用コンサルタントの増員・育成などコンサルティング営業の強化に注力します。

ATMサービスについては、設置場所の選択肢を広げる小型機の導入や、全国のファミリーマート店舗をはじめ利便性の高い場所への設置の拡大を進めていくとともに、当行ATMネットワークの活用を通じた地域金融機関とのさらなる連携を図ります。

なお、当行は、郵政民営化法により、決済用預金である振替貯金を除き、原則として一の預金者から受け入れ可能な金額が制限されております。このうち通常貯金、定額貯金・定期貯金等の合計額の上限が、2016年4月に1,000万円から1,300万円に引き上げられました。(郵政民営化

前に受け入れた郵便貯金の合計額の上限は、1,000万円から変更はありません。)

■ サテライト・ポートフォリオの資産内容充実など運用の高度化

ベース・ポートフォリオでは、マイナスの長期国債利回りがほぼ定着するなど、資金運用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、中長期的な安定収益の確保を目指し、金利動向に応じて機動的な運用を行います。

また、サテライト・ポートフォリオでは、国際分散投資を推進するとともに、プライベート・エクイティ、不動産等、新たな投資領域を開拓し、収益の向上に取り組みます。このため、専門的人材の登用や、外貨資金の調達態勢の充実や市場部門管理社員に対する株式給付制度の導入などの施策を講じて、運用態勢をさらに強化します。

さらに、これら運用の高度化にともない、リスク管理態勢の充実に加えて、信用力評価・モニタリング態勢の強化に取り組みます。

■ 内部管理態勢の充実・経営基盤の強化

各種研修等を通じたコンプライアンス意識のさらなる浸透、資産運用商品販売における顧客保護態勢の強化など、内部管理態勢の充実を経営上の重要課題として取り組むとともに、IR活動・IR態勢の充実、Fin Tech（金融とITの融合）への対応、人材育成の促進、女性の活躍推進を重点に取り組むダイバーシティ・マネジメント（多様な人材の活用）の推進などを通じて、経営基盤の強化を図ります。

また、当行では、これまでも経費の効率的使用に努めてきましたが、引き続き、お客さまサービスの向上や当行の成長には積極投資する一方、BPR（業務プロセスの変革による生産性の向上）を継続し、より一層の効率化に努めます。

なお、CSR（企業の社会的責任）分野では、人に優しい事業環境の整備、社会・地域社会への貢献の推進、環境保全活動の推進に取り組みます。

当行は、これらの諸施策を通じて企業価値向上に努めてまいります。株主の皆さまには、今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
貯 金	1,760,961	1,766,127	1,777,107	1,778,719
定期性貯金	1,158,786	1,161,576	1,164,530	1,138,528
その他	602,175	604,550	612,577	640,191
貸出金	39,679	30,763	27,839	25,420
個人向け	1,898	2,097	2,074	2,007
中小企業向け	—	—	—	—
その他	37,781	28,666	25,765	23,412
商品有価証券	2	2	1	1
有価証券	1,715,965	1,660,578	1,561,697	1,440,768
国 債	1,381,987	1,263,910	1,067,670	822,556
その他	333,978	396,667	494,027	618,211
総資産	1,998,406	2,025,128	2,081,793	2,070,560
内国為替取扱高	279,544	313,182	371,844	412,121
外国為替取扱高	百万ドル 1,307	百万ドル 1,263	百万ドル 1,112	百万ドル 1,223
経常利益	百万円 593,535	百万円 565,095	百万円 569,489	百万円 481,998
当期純利益	百万円 373,948	百万円 354,664	百万円 369,434	百万円 325,069
1株当たり当期純利益	円 銭 2,492.98	円 銭 2,364.43	円 銭 89.58	円 銭 86.69

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。

3 2015年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。このため、2014年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

4 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	12,905人	12,889人
平均年齢	42年5月	42年2月
平均勤続年数	7年3月	6年6月
平均給与月額	400千円	387千円

- (注) 1 使用人数は、臨時従業員を除いた在籍者数を記載しております。
2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均勤続年数は、当行設立以後（民営化後）における勤続年数であります。
4 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道	5	(4)	5	(4)
東 北	10	(9)	10	(9)
関 東	70	(69)	70	(69)
東 京	41	(40)	41	(40)
信 越	6	(5)	6	(5)
北 陸	4	(3)	4	(3)
東 海	23	(22)	23	(22)
近 畿	44	(43)	44	(43)
中 国	11	(10)	11	(10)
四 国	6	(5)	6	(5)
九 州	13	(12)	13	(12)
沖 縄	1	(―)	1	(―)
国内計	234	(222)	234	(222)
海外計	—	(―)	—	(―)
合 計	234	(222)	234	(222)

- (注) 1 当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所、当行の無人出張所（2,839箇所）は除いて記載しております。
- 2 上記のほか、当年度末現在、海外駐在員事務所を2箇所（前年度末と同数）設置しております。
- 3 2015年12月に名古屋支店名古屋駅前出張所を、愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23-13から愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1-1に移転し、名古屋支店名古屋中央出張所へ改称いたしました。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	郵便業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
スルガ銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	36,609
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ゆうちょ総合情報（5次）システム	16,873
大手町再開発ビル（仮称）	3,496
ATM	1,921

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当行は、本社機能を集約するため、上記再開発ビルにグループ各社とともに、2018年度に移転する予定であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当行の 議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	持株会社	2006年 1月23日	3,500,000 百万円	89.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
SDPセンター株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟43F	銀行事務代行業	1980年 5月28日	2,000 百万円	45.00%	—
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都港区浜松町一丁目30番5号	現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務	2012年 8月30日	100 百万円	35.00%	—
JP投信株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目5番11号	金融商品取引業 (投資運用業)	2015年 8月18日	500 百万円	45.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

■ 重要な業務提携の概況

- 1 当行は、郵政民営化法第98条第2項第2号の規定により、銀行代理業務を日本郵便株式会社に委託しております。また、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、銀行窓口業務契約を締結しております。
- 2 当行は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第15条の規定により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務を受託しております。
- 3 ATM・CD提携
当行は、次の金融機関と提携し、現金自動預払機等による現金の引き出し等のサービスを実施しております。
都市銀行（5行）、信託銀行（3行）、外国銀行（3行）、地方銀行（64行）、第二地方銀行（41行）、その他の銀行（12行）、株式会社商工組合中央金庫（1金庫）、信用金庫（266金庫）、信用組合（123組合）、労働金庫（13金庫）、信用農業協同組合連合会（34連合会）、農業協同組合（667組合）、信用漁業協同組合連合会（29連合会）、漁業協同組合（89組合）、証券会社（13社）、生命保険会社（9社）、クレジットカード会社（49社）
- 4 内国為替
当行は、2009年1月5日より全国銀行内国為替制度へ加盟し、全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との間で相互に振込を行うサービスを実施しております。
- 5 クレジットカード業務
当行は、三井住友カード株式会社と提携し、2008年5月1日より「JP BANK VISA カード」及び「JP BANK マスターカード」を、また、株式会社ジェーシービーと提携し、2009年1月13日より「JP BANK JCB カード」を発行しております。
- 6 住宅ローン等の貸付の媒介業務
当行は、スルガ銀行株式会社と提携し、同社の住宅ローン等の貸付の媒介に係る銀行代理業務を2008年5月12日より実施しております。

7 変額年金保険の生命保険募集業務

当行は、生命保険会社と提携し、変額年金保険の募集業務を2008年5月29日より実施しております。

現在、提携している生命保険会社は、住友生命保険相互会社、エヌエヌ生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社の5社です。

8 投資信託商品の開発等に関する業務

当行は、2015年7月22日に日本郵便株式会社、三井住友信託銀行株式会社及び野村ホールディングス株式会社と、新しい資産運用会社の共同設立、投資信託商品の開発等に関する業務提携に係る契約を締結し、その後新会社「JP投信株式会社」*を設立いたしました。

※2015年11月に「SNJ準備株式会社」から「JP投信株式会社」へ商号を変更いたしました。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2015年11月5日	当行は、JP投信株式会社の発行する普通株式を取得しております。 なお、持株数は9千株、持株比率は45.00%、出資金額は450百万円となっております。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役			(年度末現在)
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長門 正貢	取締役	日本郵政株式会社取締役	—
田中 進	取締役	日本郵政株式会社常務執行役	—
間瀬 朝久	取締役	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社社外取締役	—
西室 泰三	取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役 株式会社東芝相談役	—
有田 知徳	取締役（社外役員） 監査委員（委員長）	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役	—
岩崎 芳史	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員		—
根津 嘉澄	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員	東武鉄道株式会社代表取締役社長 株式会社東武ストア社外取締役 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社松屋社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役	—
野原 佐和子	取締役（社外役員） 監査委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役 日本写真印刷株式会社社外取締役	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
町田 徹	取締役（社外役員） 監査委員	経済ジャーナリスト	—
明石 伸子	取締役（社外役員）	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長	—
壺井 俊博	取締役（社外役員） 監査委員		—
池田 克朗	取締役（社外役員） 監査委員		（注）3

- （注） 1 長門正貢、田中進、間瀬朝久の3氏は執行役を兼務しております。なお、2016年3月31日付で長門正貢氏は当行代表執行役社長を辞任いたしました。
- 2 壺井俊博氏は、常勤の監査委員であります。常勤の監査委員を選定する理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部統制部門との連携を密にすることにより、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3 池田克朗氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 社外取締役である有田知徳、岩崎芳史、根津嘉澄、野原佐和子、町田徹、明石伸子、池田克朗の7氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

執行役			(年度末現在)
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長門 正貢	代表執行役社長	日本郵政株式会社取締役	(注) 3
田中 進	代表執行役副社長 (社長補佐及びコーポレートスタッフ部門の業務(財務部、IR部及び広報部に関する事項)に関する事項)	日本郵政株式会社常務執行役	—
間瀬 朝久	執行役副社長 (コーポレートサービス部門の業務に関する事項)	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社社外取締役	—
佐護 勝紀	執行役副社長 (市場部門の業務に関する事項)		—
村島 正浩	専務執行役 (営業部門の業務に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務に関する統括)	SDPセンター株式会社社外取締役	—
山田 博	専務執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部、IR部及び広報部の業務に関する事項並びにコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括に限る。))		—
向井 理希	常務執行役 (コンプライアンス部門の業務に関する事項)		—
志々見 寛一	常務執行役 (リスク管理部門の業務に関する事項)		—
堀 康幸	常務執行役 (コーポレートサービス部門を担当する執行役副社長の補佐(コーポレートサービス部門事務統括部、事務企画部及び事務支援部に関する業務の総括に限る。))		—
西森 正広	常務執行役 (監査部門の業務に関する事項)		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
相田 雅哉	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務の総括に限る。))		—
牧野 洋子	執行役 (東京エリア本部に関する事項及び営業部門を担当する専務執行役の補佐 (直営店及びエリア本部の業務に限る。))		—
天羽 邦彦	執行役 (市場部門を担当する執行役副社長の補佐 (市場部門債券投資部に関する業務の総括に限る。))		—
宇野 陽一	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門IT戦略部に関する業務の総括に限る。))		—
矢野 晴巳	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部ALM企画室に関する業務の総括に限る。))		—
新村 真	執行役 (リスク管理部門を担当する常務執行役の補佐 (リスク管理部門審査部に関する業務の総括に限る。))		—
林 鈴憲	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門人事部に関する業務の総括に限る。))	日本郵政スタッフ株式会社 社社外取締役	—
尾形 哲	執行役 (コーポレートサービス部門を担当する執行役副社長の補佐 (コーポレートサービス部門システム統括部、システム開発第一部、システム開発第二部及びシステムサービス部に関する業務の総括に限る。))		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小藤田 実	執行役 (近畿エリア本部に関する事項及び営業部門を担当する専務執行役の補佐（直営店及びエリア本部の業務に限る。）)		—
川崎 ふじえ	執行役 (東京貯金事務センターに関する事項)		—
大野 利治	執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部を担当する専務執行役の補佐及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長を補佐する専務執行役の補佐（コーポレートスタッフ部門経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括に限る。）)		—
櫻井 重行	執行役 (コーポレートサービス部門を担当する執行役副社長の補佐（コーポレートサービス部門総務管理部に関する業務の総括に限る。）及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長を補佐する常務執行役の補佐（コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務のうち株主総会に係る業務に限る。）)		—
石井 正敏	執行役 (コーポレートサービス部門を担当する執行役副社長を補佐する執行役の補佐（コーポレートサービス部門システム開発第二部に関する業務の総括に限る。）)		—

- (注) 1 長門正貢、田中進、間瀬朝久の3氏は取締役を兼務しております。
- 2 2015年5月14日付で若櫻徳男氏は当行執行役を辞任いたしました。また、2015年6月24日開催の第9回定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会の終結の時をもって、池田修一、小町干治、若井真人、天野勝美、佐野公紀の5氏は任期満了により当行執行役を退任いたしました。
- 3 2016年3月31日付で長門正貢氏は当行代表執行役社長を辞任いたしました。なお、重要な兼職は辞任時点のものであります。
- 4 当事業年度末日後に生じた執行役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2016年4月1日付で当行代表執行役社長に池田憲人氏が就任いたしました。
- (2) 2016年4月1日付で当行執行役副社長に中里良一氏が就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	8名	69
執行役	30名	560
計	38名	629

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
 3 取締役の支給人数は、無報酬の取締役1名を除いております。
 4 執行役の報酬等の額には、役員退職慰労金の支払いに係る費用48百万円が含まれております。役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。

■ 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた報酬を基準金額とし、同金額に個人別の評価を反映させた一部変動金額報酬を支給するものとする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮し相応と思われる程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金

額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給する。その基準金額の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比適切な比率を設定する。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

(注) 当年度末における内容を記載しております。なお、2015年12月24日開催の報酬委員会において、業績連動型株式報酬制度の導入に伴う改定（2016年6月21日開催の報酬委員会で決定する報酬から適用）を行っております。改定後の方針につきましては、当行ホームページに掲載の「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」をご参照ください。
<http://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/company/pdf/fee.pdf>

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
西室 泰三	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。
有田 知徳	
岩崎 芳史	
根津 嘉澄	
野原 佐和子	
町田 徹	
明石 伸子	
壺井 俊博	
池田 克朗	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
有田 知徳	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役
根津 嘉澄	東武鉄道株式会社代表取締役社長 株式会社東武ストア社外取締役 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社松屋社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役 日本写真印刷株式会社社外取締役
町田 徹	経済ジャーナリスト
明石 伸子	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長

(注) 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
有田 知徳	5年9月	当年度取締役会17回開催のうち 16回出席、監査委員会13回開催 のうち12回出席	弁護士等としての専門的見地から、当行 の経営課題等についての発言を行って おります。また、監査委員会委員長として 監査委員会を主催しております。
岩崎 芳史	1年9月	当年度取締役会17回開催のうち 17回出席、指名委員会7回開催の うち7回出席、報酬委員会8回開 催のうち8回出席	企業経営者としての観点から、議案・審 議等につき必要な発言を適宜行っており ます。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
根津 嘉澄	1年9月	当年度取締役会17回開催のうち16回出席、指名委員会7回開催のうち7回出席、報酬委員会8回開催のうち8回出席	企業経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
野原 佐和子	1年9月	当年度取締役会17回開催のうち15回出席、監査委員会13回開催のうち12回出席	企業経営者として、また、事業戦略の専門家としての見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
町田 徹	1年9月	当年度取締役会17回開催のうち17回出席、監査委員会13回開催のうち13回出席	経済ジャーナリストとしての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
明石 伸子	9月	2015年6月24日就任以降の当年度取締役会15回開催のうち14回出席	特定非営利活動法人の理事長として、また、政府関係会議の有識者議員としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
壺井 俊博	9月	2015年6月24日就任以降の当年度取締役会15回開催のうち15回出席、監査委員会10回開催のうち10回出席	企業経営者としての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
池田 克朗	7月	2015年8月27日就任以降の当年度取締役会12回開催のうち12回出席、監査委員会8回開催のうち8回出席	企業経営者としての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	69	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 18,000,000千株
 発行済株式の総数 3,749,475千株（自己株式750,525千株を除く。）
 （注） 当行は、2015年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

- (2) 当年度末株主数 601,347名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	3,337,032千株	88.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,425千株	0.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,271千株	0.22%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	7,194千株	0.19%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	5,852千株	0.15%
ゆうちょ銀行従業員持株会	5,365千株	0.14%
STATE STREET BANK-WEST PENSION FUND CLIENTS-EXEMPT 505233	4,309千株	0.11%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,270千株	0.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	3,891千株	0.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	3,889千株	0.10%

（注） 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 持株比率については、自己株式（750,525千株）を除いて算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

■ 執行役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当行は、2015年12月24日開催の報酬委員会において、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めるため、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入を決定いたしました。

また、2016年4月27日開催の報酬委員会において、本制度の信託設定時期、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしました。

■ 管理社員に対する株式給付制度の導入

当行は、2016年3月18日に、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度の導入を決定いたしました。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉加奈子 指定有限責任社員 武久 善栄 指定有限責任社員 小林 英之	176	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 ②当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託、株式上場準備に係る業務の委託等の対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
3 当行が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 237百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

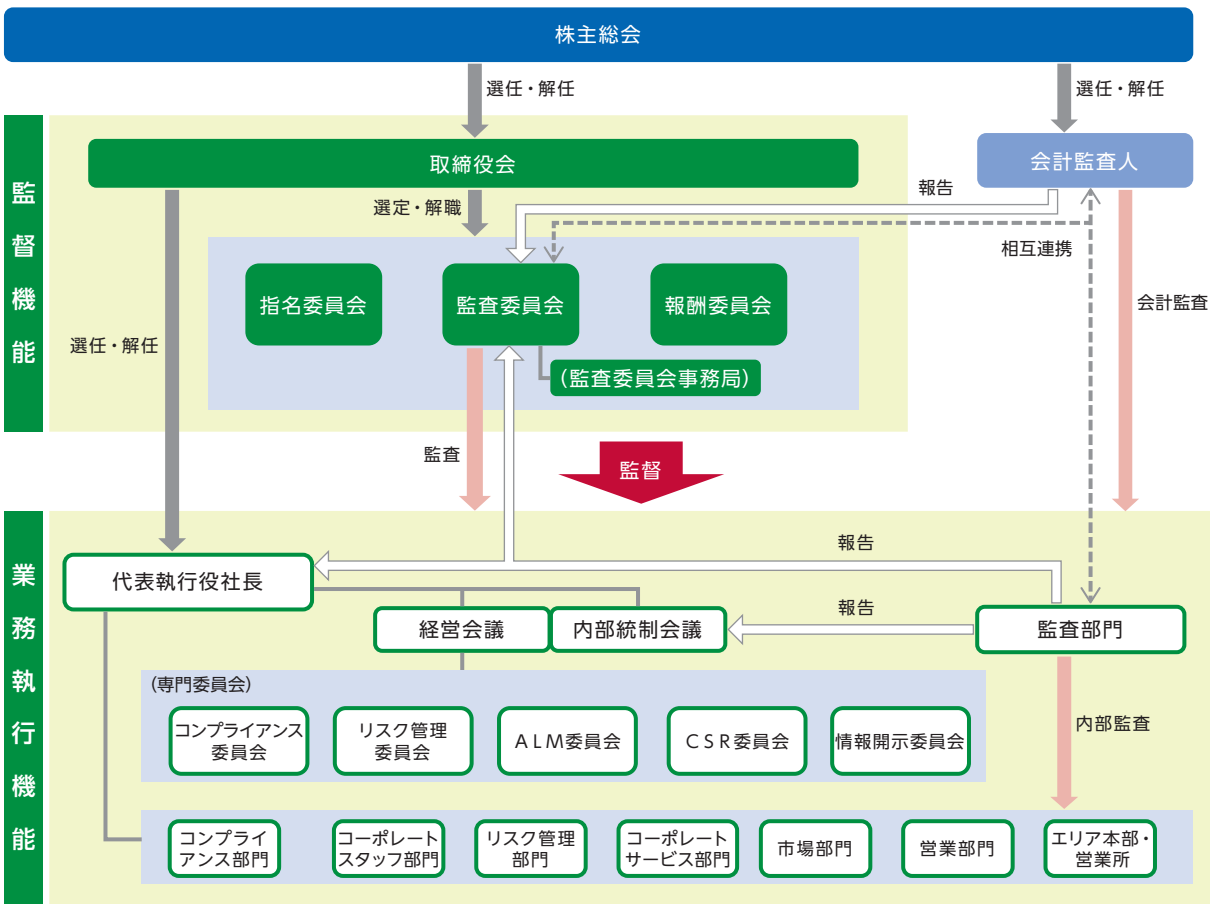
8 業務の適正を確保する体制

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- （1）郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- （2）株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- （3）株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- （4）経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

コーポレートガバナンス体制（概要）



【業務の適正を確保する体制の整備】

当行は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホ並びに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき指名委員会等設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制については、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を、取締役会において決議しております。

当事業年度においては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が、2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を一部改正いたしました。

当事業年度においては、その内容は次のとおりです。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
 - ロ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的に開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。
 - ハ コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定、定期的に実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - ニ 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ホ コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。

- ヘ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- ト 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- チ 法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- リ 内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的を開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- ロ 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
- ロ 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
- ハ グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。

(9) 監査委員会への報告に関する体制

- イ 執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。

- 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - ハ 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
 - ニ 役職員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
 - ホ 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- (10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 - 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
 - ハ 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当行は、法令等の遵守を、経営理念及び経営計画などに明記し、コンプライアンス基本規程等を定め、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発出し、各種研修等も通じて周知徹底を図っております。

当事業年度は、上場企業として更なる経営態勢の強化を目指し、当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しました。

また、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、推進状況の確認や課題の協議を行っております。

さらに、コンプライアンス違反の発生やそのおそれがある場合のコンプライアンス・ラインへの報告義務や内部通報窓口の利用について、研修等で周知しております。

反社会的勢力に対しては、社内の関係部署間で定期的に協議し、外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、文書管理規程等を定め、文書の保管・保存及び管理方法等を明確にするとともに、年1回以上、保管・保存文書の管理状況を確認しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、年度ごとにリスク管理取組方針を策定し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理委員会等において協議又は報告を行っております。

また、リスク管理態勢の強化を図るため、リスク管理に特化した部門を設置し、関連する部署の一元化を行ったほか、危機管理規程、事業継続計画（BCP）等については、随時見直しを実施するとともに、危機管理規程に基づき年1回の訓練を行っております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項等について協議しているほか、経営会議の諮問機関として各種専門委員会を開催しております。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、日本郵政グループ協定等を締結し、これに則り、日本郵政との事前協議及び報告を行い、グループ運営を適切かつ円滑に実施しております。

また、子会社等経営管理規程に基づき、関連会社の事業計画の策定、株主総会の招集及び議案の決定等の当行の承認事項と規定されている事項について、その適切性を確認の上、承認を行っております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、執行役から業務の執行状況について報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表執行役社長、その他の執行役、監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を実施しております。

また、監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施しており、監査委員会の業務に必要な費用について、措置しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。

当行は、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。

ロ. 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての当行の取締役会の判断及びその理由

取締役会において、当該取引は、取引条件の適正性等が確保されており、当行の利益を害することはないと判断しております。

なお、当行は日本郵政株式会社と人的・資本的關係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当行は、定款第39条第1項にて「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める」と規定しております。

当行は、株主の皆様への利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。具体的には、2017年度末までの間は当期純利益に対する配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指すとともに、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討いたします。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と財務体質のさらなる強化のため、活用してまいります。

当行は、中間配当及び期末配当にて年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。ただし、当年度の剰余金の配当については、期末配当のみ行うこととしておりました。また、当年度の期末配当については、上場から当該期末配当の基準日までの期間が6か月未満であることを考慮し、期末配当金額を当年度の当期純利益の25%以上を目安としておりました。こうした方針のもと、当年度の配当金につきましては、1株当たり配当額を25円00銭（配当性向28.8%）といたしました。

以 上

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現金預け金	45,895,068	貯金	177,871,986
現金	150,763	振替貯金	13,874,601
預け金	45,744,305	通常貯金	47,465,923
コールローン	978,837	貯蓄貯金	388,475
債券貸借取引支払保証金	7,923,229	定期貯金	11,441,153
買入金銭債権	178,509	特別貯金	18,967,503
商品有価証券	187	定額貯金	85,550,160
商品国債	187	その他の貯金	184,168
金銭の信託	3,561,110	コールマネー	22,536
有価証券	144,076,834	売現先勘定	554,522
国債	82,255,654	債券貸借取引受入担保金	13,123,558
地方債	5,856,509	外国為替	338
短期社債	204,995	未払外国為替	338
社債	10,362,715	その他負債	2,532,920
株式	1,390	未決済為替借	21,341
その他の証券	45,395,569	未払法人税等	45,370
貸出金	2,542,049	未払費用	1,526,248
証書貸付	2,322,098	前受収益	72
当座貸越	219,951	金融派生商品	778,128
外国為替	25,328	資産除去債務	396
外国他店預け	25,309	その他の負債	161,362
買入外国為替	19	賞与引当金	6,020
その他資産	1,573,316	退職給付引当金	149,720
未決済為替貸	15,387	繰延税金負債	1,211,286
前払費用	4,183	支払承諾	75,000
未収収益	274,678	負債の部合計	195,547,888
金融派生商品	160,483	(純資産の部)	
その他の資産	1,118,583	資本金	3,500,000
有形固定資産	182,733	資本剰余金	4,296,285
建物	73,261	資本準備金	4,296,285
土地	59,034	利益剰余金	2,108,969
建設仮勘定	7,638	その他利益剰余金	2,108,969
その他の有形固定資産	42,797	繰越利益剰余金	2,108,969
無形固定資産	44,865	自己株式	△ 1,299,999
ソフトウェア	30,910	株主資本合計	8,605,256
その他の無形固定資産	13,955	その他有価証券評価差額金	3,322,827
支払承諾見返	75,000	繰延ヘッジ損益	△ 419,932
貸倒引当金	△ 1,030	評価・換算差額等合計	2,902,894
		純資産の部合計	11,508,150
資産の部合計	207,056,039	負債及び純資産の部合計	207,056,039

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,968,987
資金運用収益	1,731,217	
貸出金利息	25,103	
有価証券利息配当金	1,657,623	
コールローン利息	5,307	
債券貸借取引受入利息	7,958	
預け金利息	33,977	
その他の受入利息	1,247	
役務取引等収益	123,019	
受入為替手数料	60,921	
その他の役務収益	62,097	
その他業務収益	12,953	
国債等債券売却益	12,953	
その他経常収益	101,797	
貸倒引当金戻入益	0	
償却債権取立益	39	
株式等売却益	3,232	
金銭の信託運用益	93,868	
その他の経常収益	4,656	
経常費用		1,486,989
資金調達費用	374,928	
貯金利息	232,795	
コールマネー利息	630	
売現先利息	1,795	
債券貸借取引支払利息	33,233	
金利スワップ支払利息	105,571	
その他の支払利息	902	
役務取引等費用	31,879	
支払為替手数料	3,653	
その他の役務費用	28,225	
その他業務費用	13,076	
外国為替売買損	1,471	
国債等債券売却損	11,107	
金融派生商品費用	497	
営業経費	1,064,004	
その他経常費用	3,099	
金銭の信託運用損	0	
その他の経常費用	3,099	
経常利益		481,998
特別損失		1,109
固定資産処分損	1,103	
減損損失	5	
税引前当期純利益		480,888
法人税、住民税及び事業税	152,528	
法人税等調整額	3,291	
法人税等合計		155,819
当期純利益		325,069

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,500,000	4,296,285	1,968,617	△1,299,999	8,464,904
当期変動額					
剰余金の配当			△184,717		△184,717
当期純利益			325,069		325,069
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	140,351	－	140,351
当期末残高	3,500,000	4,296,285	2,108,969	△1,299,999	8,605,256

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,824,643	△659,335	3,165,307	11,630,212
当期変動額				
剰余金の配当				△184,717
当期純利益				325,069
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△501,816	239,403	△262,413	△262,413
当期変動額合計	△501,816	239,403	△262,413	△122,061
当期末残高	3,322,827	△419,932	2,902,894	11,508,150

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月10日

株式会社ゆうちょ銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 英 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2015年4月1日から2016年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの株式会社ゆうちょ銀行第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程、職務の分担等に従い、当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、金融庁から受けた業務改善命令は2015年12月に解除されましたが、今後とも、継続的な内部管理態勢の充実・強化が重要と考えます。監査委員会としては、引き続き、その実行状況を注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利害を害さないよう留意した事項及び当該取引が当行の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月13日

株式会社ゆうちょ銀行 監査委員会

監査委員 有田 知徳 ㊞

監査委員 野原 佐和子 ㊞

監査委員 町田 徹 ㊞

監査委員 壺井 俊博 ㊞

監査委員 池田 克朗 ㊞

(注) 監査委員 有田 知徳、野原 佐和子、町田 徹、壺井 俊博及び池田 克朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。